

須賀川市監査委員告示第1号

令和4年度定期監査の結果に関する報告を、地方自治法第199条第9項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和5年3月27日

須賀川市監査委員 大 峰 和 好

須賀川市監査委員 佐 藤 瞭 二

- 1 準拠基準 須賀川市監査基準
- 2 監査の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく監査
- 3 監査の対象
 - (1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの執行分
企画政策部 企画政策課
財務部 財政課
市民福祉部 社会福祉課
上下水道部 経営課 水道施設課 下水道施設課
会計課
議会事務局
教育委員会事務局
 - (2) 令和4年4月1日から令和4年9月30日までの執行分
総務部 行政管理課 市民安全課
市民交流センター 総務課 企画課 図書館
経済環境部 農政課
建設部 道路河川課 建築住宅課
農業委員会事務局
 - (3) 令和3年4月1日から令和3年10月31日までの執行分
財務部 税務課 収納課

文化交流部 生涯学習スポーツ課 公民館 いわせ悠久の里管理センター
文化振興課 博物館 文化センター 歴史民俗資料館
特撮アーカイブセンター 風流のはじめ館
長沼総合運動公園管理センター
市民福祉部 長寿福祉課 健康づくり課
選挙管理委員会事務局

4 監査の着眼点及び主な実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等の規定に基づき適正に行われているかを着眼点とした。

また、関係課から監査資料や関係書類の提出を求め、帳簿、書類等の書類審査を行い、その後、対面により関係職員から監査資料の説明を受け、質疑を行った。

5 監査の期間

令和4年4月から5月及び8月から令和5年2月まで

6 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務処理等は概ね適正に執行されていると認められた。

なお、一部に指導を要する事項があったので、関係諸規定を再度確認するとともに適正な事務処理に努められたい。

また、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。